

藤沢市
子ども・子育て支援事業計画

【素案】

平成26年 8月

藤沢市

はじめに

あいさつ文入る

平成27年●月 藤沢市長 ●● ●●

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の趣旨.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 策定体制.....	4
第2章 藤沢市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況.....	5
2. 子ども・若者の困難な状況.....	8
3. 教育・保育施設の状況.....	9
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査のポイント.....	12
5. 本市の子ども・子育て環境の課題.....	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 計画の基本的な方向.....	18
2. 計画の体系.....	20
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	21
基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実.....	21
基本目標2：地域における子育ての支援.....	44
基本目標3：親子の健康の確保及び増進.....	44
基本目標4：豊かな心を育む教育環境の整備.....	45
基本目標5：子育てしやすい生活環境の整備.....	47
基本目標6：仕事と家庭との両立の推進.....	48
基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進.....	49

第5章 子ども・若者支援の基本的な考え方	50
1. 青少年育成の基本方針.....	50
2. 子ども・若者支援の重点的な取り組み.....	51
3. 子ども・若者支援の基本方針.....	51
4. 子ども・若者支援の取り組みの方向性.....	52
5. 家庭・地域・行政の役割.....	52
第6章 子ども・若者支援施策の展開	53
基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します.....	53
基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援します.....	54
基本方針3 社会全体で支えるための環境整備をすすめます.....	55
第7章 計画の推進体制	56
1. 計画の周知.....	56
2. 関係機関等との連携・協働.....	56
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	56
4. 推進体制.....	58

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。

平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「“子育て家庭”を社会全体で支援」という考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、「“社会全体”で子ども・子育てを支援」という考え方に基づき、平成 22 年 1 月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

一方、経済的豊かさと生活の便利さの進展など子どもたちが成長していく環境条件が変化していく中で、平成元年版「青少年白書」は、青少年の犯罪行為や不良行為に加えて、はじめていじめや登校拒否等の問題を取り上げています。

平成 26 年版「子ども・若者白書」によると、若年無業者（15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成 14 年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しているものの、少子化の影響により人口に占める割合は増加しており、平成 25 年は 60 万人で、15～34 歳人口に占める割合は長期的にみると緩やかな上昇傾向にあり、平成 25 年は 2.2%となっています。フリーターは 6.8%を占め、若者の社会的・経済的自立をめぐる問題は依然として改善の兆しが見えない状況が続いています。

また、ここ数年、合計特殊出生率は持ち直したとみられるものの、出生数は漸減しており、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進することが必要な状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長するこ

とや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

次世代育成支援対策推進法の一部改正と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。

2. 計画の趣旨

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「青少年育成施策大綱」に代わる「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が制定され、これまで国の青少年対策は、児童からおおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律とビジョンでは概ね30歳代までを対象とし、名称も「子ども・若者」としました。「子ども・若者育成支援推進法」では、育成支援施策を推進するための枠組み作りとして「子ども・若者計画」の作成、および困難を有する子ども・若者を地域において支援するために「子ども・若者支援地域協議会」の設置を地方公共団体の努力義務と定めています。

一方、子ども・子育て支援事業計画の策定義務付けを受けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定は義務付けから任意になりました。

本市においては、子ども・子育て支援と子ども・若者支援を切り離して計画策定するのではなく、幼児から社会に巣立つ若者まで切れ目のない支援を行い、一貫した支援環境を整備していくことで、複雑化する社会適合性への改善につながることを期待して、子ども・子育て支援、次世代育成支援、子ども・若者支援を一体的に策定するものです。

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（平成37年3月31日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

さらに、次世代育成支援行動計画後期計画の別冊版として策定された「ふじさわ子ども・若者計画2014」をも継承した、子どもから若者までを一体的に整理した計画とします。

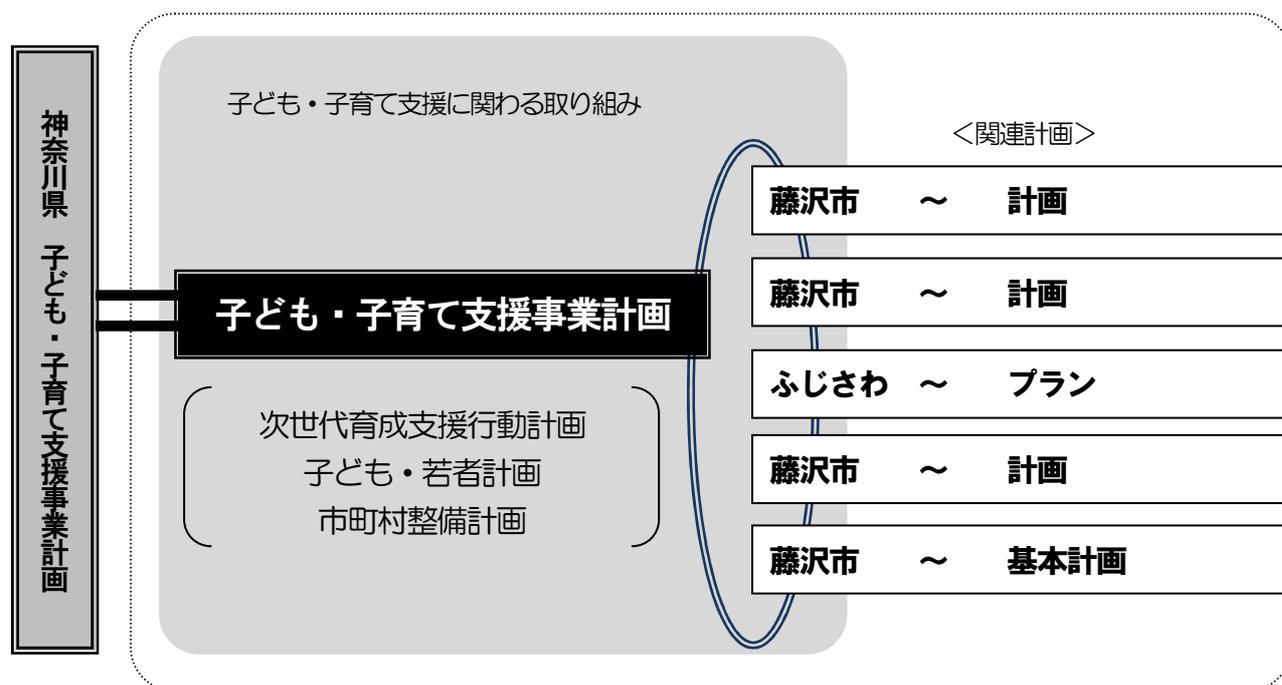
また、そのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

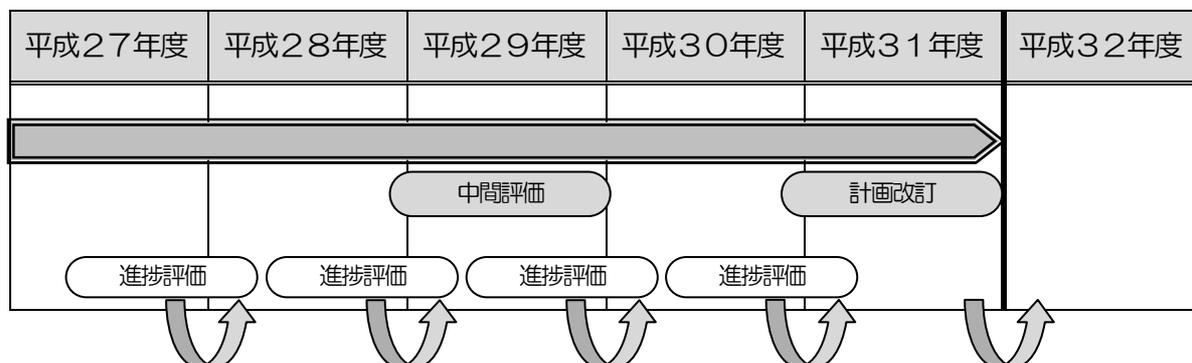
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【諸計画の関係】



4. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとしています。



5. 策定体制

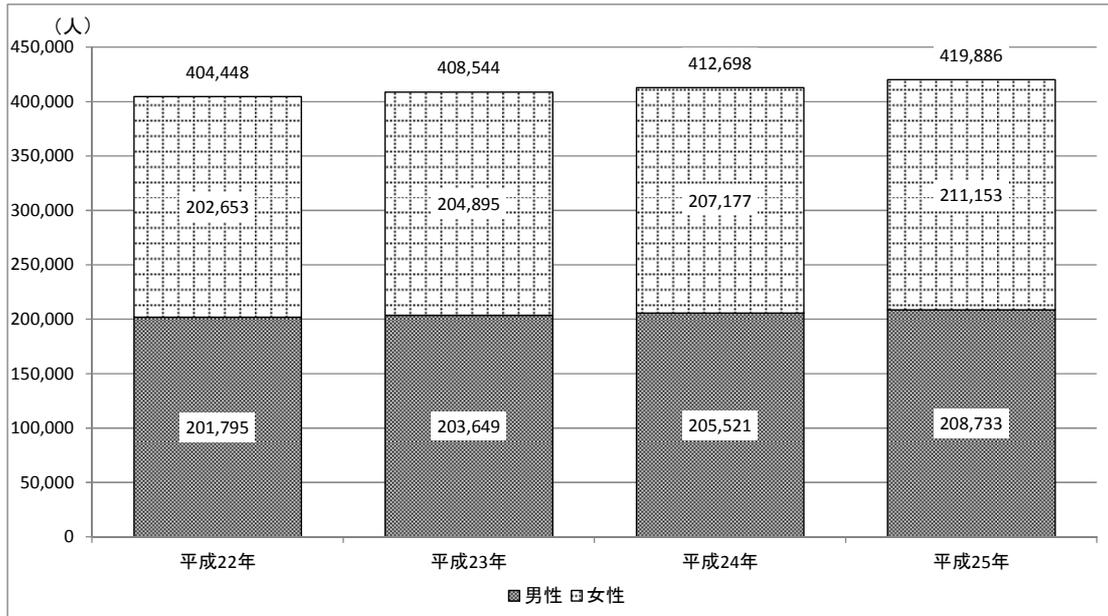
本計画の策定にあたっては、「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、藤沢市子ども・子育て支援ニーズ調査により、子育て家庭の意見収集を実施し～

■計画の策定体制

第2章 藤沢市の子ども・子育てを取り巻く状況

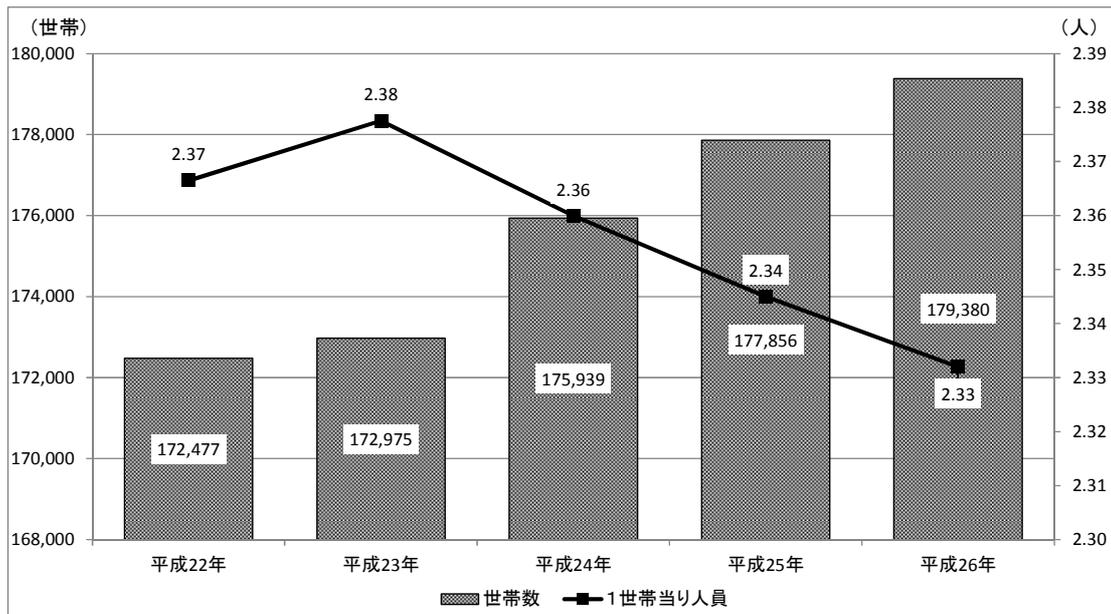
1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況

■藤沢市の人口の推移



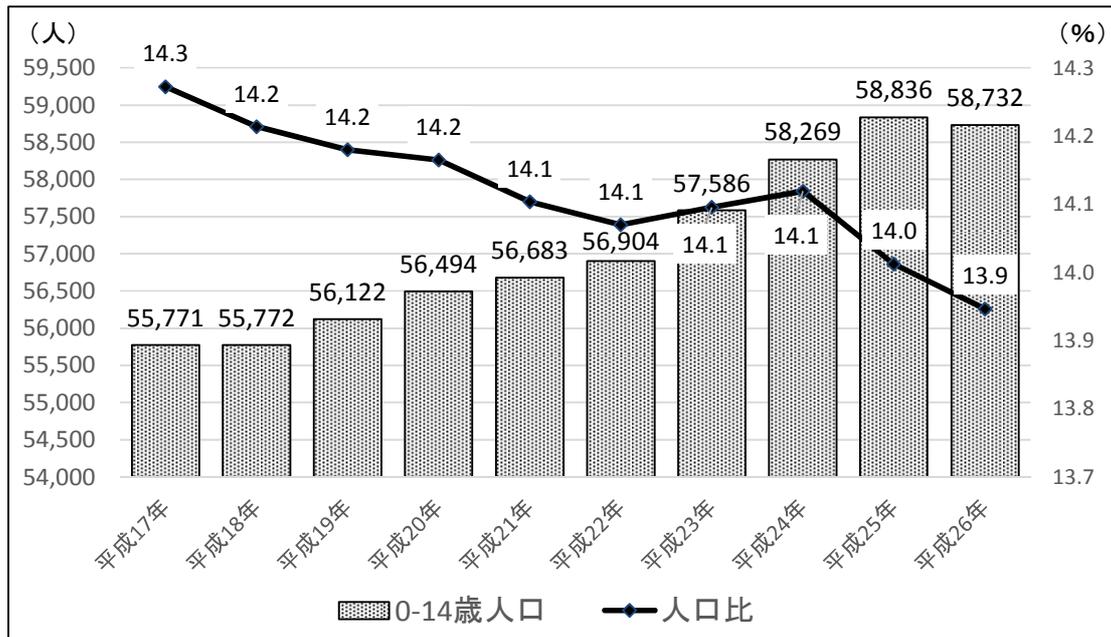
資料：住民基本台帳（住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年度から 外国人を含む）

■世帯数



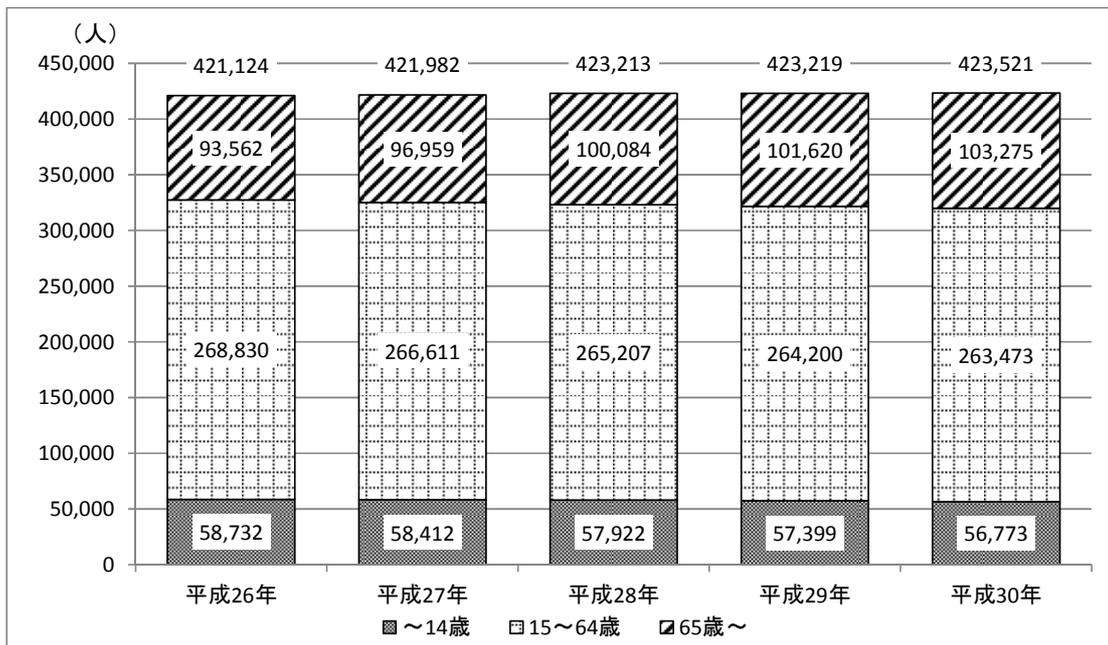
資料：国勢調査を基準とした推計値

■年少人口の推移



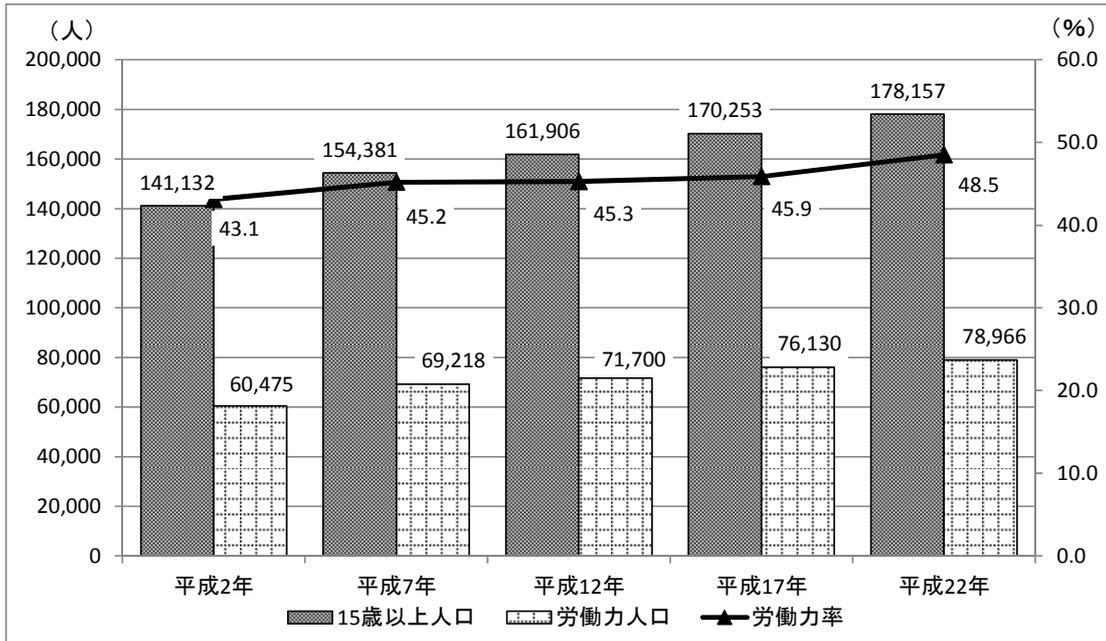
資料：藤沢市統計年報

■将来人口推計



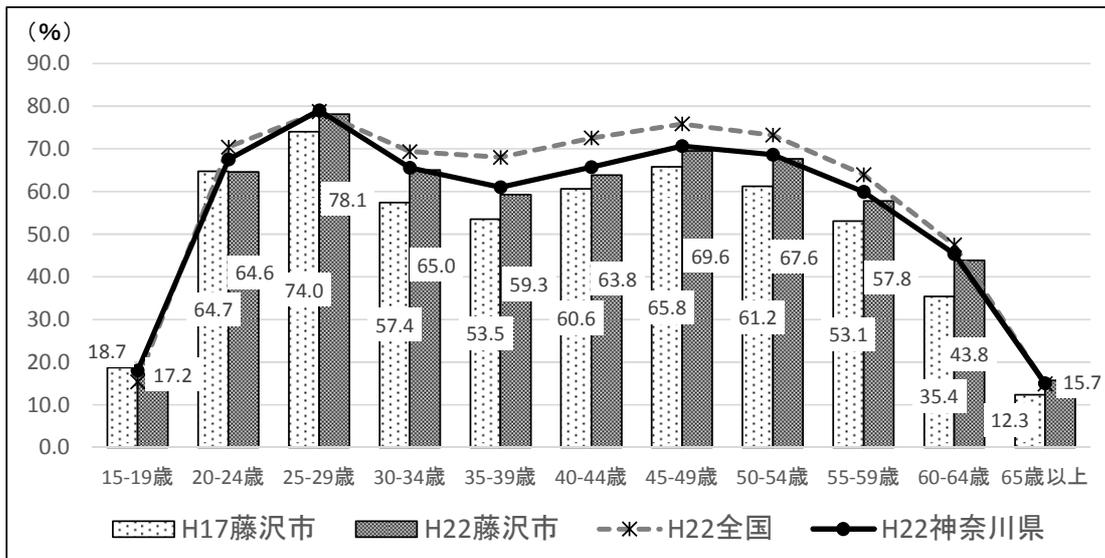
資料：藤沢市子ども青少年育成課

■女性の労働力人口の推移



資料：国勢調査

■女性の労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成17年	18.7	64.7	74.0	57.4	53.5	60.6	65.8	61.2	53.1	35.4	12.3
平成22年	17.2	64.6	78.1	65.0	59.3	63.8	69.6	67.6	57.8	43.8	15.7
平成22年(全国)	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
平成22年(県)	18.0	67.5	79.0	65.5	61.0	65.7	70.7	68.6	59.9	45.4	15.0

資料：国勢調査

2. 子ども・若者の困難な状況

3. 教育・保育施設の状況

■認可保育園

	定員		年齢						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
南東部地区 (片瀬地区・鵜沼地区・ 村岡地区・藤沢地区)	1,813	入所数	162	263	305	331	358	343	1,762
		待機児童数	5	38	39	32	7	0	121
南西部地区 (辻堂地区・明治地区)	890	入所数	71	118	138	162	172	161	822
		待機児童数	0	40	17	6	5	1	69
中部地区 (善行地区・六会地区・ 湘南大庭地区)	1,286	入所数	87	161	206	236	254	257	1,201
		待機児童数	0	22	3	5	2	1	33
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・ 長後地区・御所見地区)	1,020	入所数	76	152	176	191	198	205	998
		待機児童数	0	25	12	12	4	1	54

平成25年4月1日現在

■幼稚園

	定員(県)	実員	市内園児
南東部地区 (片瀬地区・鵜沼地区・村岡地区・藤沢地区)	2,340	2,366	2,204
南西部地区 (辻堂地区・明治地区)	1,128	1,107	846
中部地区 (善行地区・六会地区・湘南大庭地区)	2,245	1,977	1,846
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・長後地区・御所見地区)	1,795	1,638	1,611

平成25年5月1日現在

■認可外保育施設（幼児教育施設を除く）

	定員	年齢						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4上	学童	計
南東部地区 (片瀬地区・鶴沼地区・村岡地区・藤沢地区)	388 (146)	10 (7)	90 (52)	85 (35)	58 (19)	58 (8)	24 (0)	325 (121)
南西部地区 (辻堂地区・明治地区)	211 (96)	4 (3)	64 (35)	61 (21)	20 (9)	10 (3)	0 (0)	159 (71)
中部地区 (善行地区・六会地区・湘南大庭地区)	79 (79)	5 (5)	31 (31)	15 (15)	11 (11)	8 (8)	1 (1)	71 (71)
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・長後地区・御所見地区)	286 (184)	12 (7)	63 (47)	53 (35)	34 (31)	46 (41)	5 (1)	213 (162)

平成25年4月1日現在

(3) 小学校・中学校

■小学校の概況

年度	小学校数	児童数						
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
21								
22								
23								
24								
25								

資料：

■学童保育

<全体>

年度	利用者数計					
	延利用者数	計	1学年	2学年	3学年	4学年
21						
22						
23						
24						
25						

■中学校の概況

年度	中学校数	生徒数			
		計	1学年	2学年	3学年
21					
22					
23					
24					
25					

資料：

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査のポイント

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「藤沢市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査方法と回収状況

調査地域	藤沢市全域
調査対象	市内在住の就学前児童をもつ保護者6,000名
対象者抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式
調査期間	2013年(平成25年)10月25日(金)～11月15日(金)
回収数	2,759人(うち有効回収数 2,737人)
回収率	46.0%(うち有効回収率 45.6%)

(2) 調査結果のポイント

①対象の子どもと家族の状況

現状	<ul style="list-style-type: none">●子育て(教育を含む)を主に行っている人は、父母ともに4割超、主に母親が5割台半ばとなっている。●母親の就労状況は、フルタイム(産休・育休・介護休業中を含む)が2割台半ば、パート・アルバイト等が1割台半ば、以前は就労していたが、現在は就労していないが半数近くとなっている。非就業者のうち8割近くが就労意向を持っており、就労形態については9割近くがパート・アルバイト等を希望している。就労時期の希望は、1年以内が2割、子どもが成長した後という希望の中では、一番下の子どもが6歳以上になったらが過半数となっている。
課題	<ul style="list-style-type: none">●子育ては父母ともに行っている家庭が4割超、主に母親が行うという家庭が5割台半ばと、母が担う割合が多い。●非就業の母親の就労ニーズは高いが、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様である。これらの希望に対応する就労支援の充実が求められる。

②子どもの育ちをめぐる環境

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる家庭は2割強、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる家庭は5割強となっている。祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答は7割台を占めている。一方、祖父母等の身体的負担が大きく心配であるは2割台、親の立場として負担をかけていることが心苦しいは2割となっている。日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる家庭は4.4%、緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる家庭は約2割である。子どもをみてもらえる親族も友人・知人もいない家庭は14.1%となっている。 ●子育てについて気軽に相談できる人については、9割台前半がいる／あると回答しており、その相談先は祖父母等の親族、友人や知人が8割を超えて多くっており、次に近所や地域の人が2割台前半で続いている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に子どもをみてもらえる家庭は2割程度にとどまり、子どもをみてもらえない人は1割を超えており、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする必要がある。 ●子育てについての相談相手は9割の人がいる／あるとしているが、乳児期から幼児期（3歳まで）に子育ての不安を感じた人が5割～6割となっており、育児サポートを求めている人も5割台前半となっている。必要な時に利用できるよう、専門知識が必要な内容やアドバイスなどに対応する窓口の周知が必要である。

③定期的な教育・保育事業の利用

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●平日の教育・保育事業の利用状況では、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、幼児教育施設、認証・認定保育施設の順となっている。今後の利用希望は、幼稚園の預かり保育で19.3%と現状の4.5%と比較すると特に高くなっている。また、幼児教育施設や認定こども園、事業所内保育所なども現状と比較すると高くなっている。 ●土曜日や日曜・祝日の利用希望については、月に1～2回が土曜日では2割台前半、日曜・祝日では1割台半ばとなっている。その理由は、月に数回仕事が入るため、リフレッシュのため、平日に済ませられない用事をまとめて済ませるためが多い。幼稚園利用者の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、約5割がたまに利用したい、1割がほぼ毎日利用したいとしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●平日の教育・保育事業については、幼稚園の預かり保育、幼児教育施設や認定こども園、事業所内保育所など多様なニーズがみられる。 ●土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向への対応も必要である。

④地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター、つどいの広場の利用状況は1割台半ばであり、7割台後半が利用していないと回答している。今後の利用希望は3割台後半である。 ●事業の認知度では、子育て情報ネットワーク事業は5割台前半とやや低いが、その他の事業は7割程度と高い。事業の利用意向は、ふじさわすくのびカード、ふじさわ子育てガイド、子育て情報ネットワーク事業、公民館等における子育て支援事業が5割台で特に高い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援拠点事業については、利用者は限られており、事業の周知・情報提供が必要である。 ●各事業の認知度は比較的高いが、利用状況は限定的である。周知・情報提供により利用意向の高まりが期待される。

⑤病気の際の対応

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できないことがあった人は6割台後半となっている。その際の対処方法は、母親が休んだが5割台後半、父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた、(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらったが3割台前半、父親が休んだが2割台後半となっている。父親や母親が休んで対処した人の病児・病後児等保育施設等の利用希望は、4割台後半である。病児・病後児保育の事業形態は、小児科や医療機関に併設した施設、幼稚園・保育所等に併設した施設へのニーズが高くなっている。一方で、利用を希望しない人は、病児・病後児を他人に看てもらうのは不安、親が仕事を休んで対応するという意見が多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの病気やケガの際は、母親や父親が休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の整備が必要とされている。

⑥不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●不定期の教育・保育事業の利用状況では、幼稚園の預かり保育が約1割である。利用希望は4割台後半となっている。利用希望者の主な目的としては、買い物や習い事などの私用やリフレッシュ目的が7割台前半、冠婚葬祭、学校行事、通院等が6割台前半、不定期の就労は2割程度である。施設等の事業形態では、幼稚園や保育所等の大規模施設が6割台後半と特に高く、次に地域子育て支援拠点等の小規模施設が続いている。ファミリー・サポート・センター等の地域住民による保育は3割台前半となっている。 ●子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった経験は約2割があったとしている。8割以上が親族・知人にみてもらっているが、困難を感じた人は約5割となっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●不定期の教育・保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事等目的は多様である。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要である。 ●宿泊を伴う預かりについてもニーズがある。

⑦学校就学後の放課後の過ごし方

現状	<p>●平日の小学校終了後の放課後の時間の過ごし方については、小学校低学年（1～3年生）のうち、自宅、祖父母宅や友人・知人宅、週に1、2回の習い事などが選択されている。放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は3割である。高学年（4～6年生）になると、習い事の日数が増えるほか、児童館、放課後子ども教室、地域子供の家などの頻度が高くなる。放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は2割に減少する。</p>
課題	<p>●放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっており、低学年のうち学校や自宅周辺の居場所や放課後児童クラブへのニーズが高く、高学年になると放課後子ども教室や放課後児童クラブのほか、児童館や地域子供の家など地域の居場所へのニーズも高くなる。子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められている。</p>

⑧育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

現状	<p>●育児休業の取得状況は、母親で28.3%、父親で3.6%となっている。母親の約6割は働いていなかったと回答している。取得していない理由は、母親では子育てや家事に専念するために退職が4割、職場に育児休業の制度がなかったが2割などとなっている。父親では、仕事が忙しかった、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったなどが上位に上がっており、制度を利用する必要がなかったも3割台となっている。</p> <p>●育児休業からの復帰のタイミングは、年度初めの入所に合わせたタイミングが母親で6割台前半、父親ではそれ以外が8割台前半となっている。母親の復帰時期を希望の時期と比較すると、1歳6ヶ月までは希望よりも早く復帰している人が多く、1歳6ヶ月～2歳0ヶ月以内、2歳6ヶ月～3歳0ヶ月以内の希望が実際よりも多くなっている。復帰時期が希望と異なった理由は、母親では希望する保育所に入るための特が多くなっている。</p>
課題	<p>●仕事と子育て等の両立実現に向け、男女ともに育児休業の取得が促進されているが、母親でも3割を下回り、父親ではごくわずかである。母親の就労継続支援や父親の取得促進に向けた取り組みが求められている。</p> <p>●育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、低年齢児の保育受け入れ体制の整備・拡大とともに、企業等における子育て支援制度の充実や職場の意識啓発などが必要である。</p>

5. 本市の子ども・子育て環境の課題

(1) 核家族化の進行

総人口の推移などから、藤沢市では全国の傾向とは異なり、少子高齢化はゆるやかに進行していくものと考えられます。一方、核家族化が年々進行していることがうかがえ、今後もさらに進行していくことが予想されます。

子どもの減少に歯止めをかけるためには、本計画の施策全体において、より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の時代における子育て支援のあり方を考えていかなければなりません。

(2) 働く母親への支援の充実

昨今の厳しい景気状況などから、就労している、または就労意欲のある母親が増加しており、母親が安心して働ける体制の整備が求められています。それは子育て支援サービスの整備・充実はもちろんですが、企業や学校、地域など社会全体に向けて、働く母親への理解を深めてもらうことも重要です。

(3) 多様なニーズへの対応

少子高齢化・核家族化の進行や就労意欲のある母親の増加、就労形態の多様化などにより、多様なニーズが顕在化しつつあります。人口推計からは児童数の減少が予想されていますが、実態として減少傾向がみられず、児童数の推移は今後も注視していく必要があります。

このような中、休日保育や病児・病後児保育などの利用意向は少なくありません。

また、子どもへの教育など、就労以外の理由による利用ニーズも少なくないことから、教育・保育事業を総合的に考えて、多様なニーズへの対応を進めていく必要があります。

(4) 子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本市において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度は向上しつつありますが、利用は限定的です。また、今後の利用意向についてもそれほど高くないことから、認知から利用に繋がるような周知方法を検討し、利用を促進していく必要があります。

また、施設や事業内容、実施体制など子育て支援環境の充実を図り、利用者の満足度を向上させることで将来的な利用者増加に繋げる取り組みを推進していくことも重要です。

(5) 相談体制の充実

子育てに関することの相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、それ以外の選択肢はあまりない状態となっています。核家族化の進行などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、様々な状況に対応できる総合的な相談窓口などを含めて、子育て家庭が社会から孤立しないよう、また、安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ることが重要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意向のある母親の増加や父親の育児参加の促進などを考慮すると、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないものとなります。母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体で醸成していく取り組みが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

1. 子どもの最善の利益が実現される地域づくり
2. 安心して子どもを産み健やかに育てることのできるまちづくり
3. 子どもが夢や希望を抱いて、次代の親になれる環境づくり
4. 多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
5. 協働で子どもを見守り、ともに支えあう地域づくり

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとを含めて、以下のように設定します。

基本目標 1：子ども・子育てサポート体制の充実

基本目標 2：地域における子育ての支援

基本目標 3：親子の健康の確保及び増進

基本目標 4：豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標 5：子育てしやすい生活環境の整備

基本目標 6：仕事と家庭との両立の推進

基本目標 7：援助が必要な児童への取り組みの推進

2. 計画の体系

1. 子どもの最善の利益が実現される地域づくり
2. 安心して子どもを産み健やかに育てることのできるまちづくり
3. 子どもが夢や希望を抱いて、次代の親になれる環境づくり
4. 多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
5. 協働で子どもを見守り、ともに支えあう地域づくり

(イメージ)

※体系図の挿入。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代法に基づく市町村行動計画を一体的に策定していますが、子ども・子育て支援新制度で定められた子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取組んでいきます。

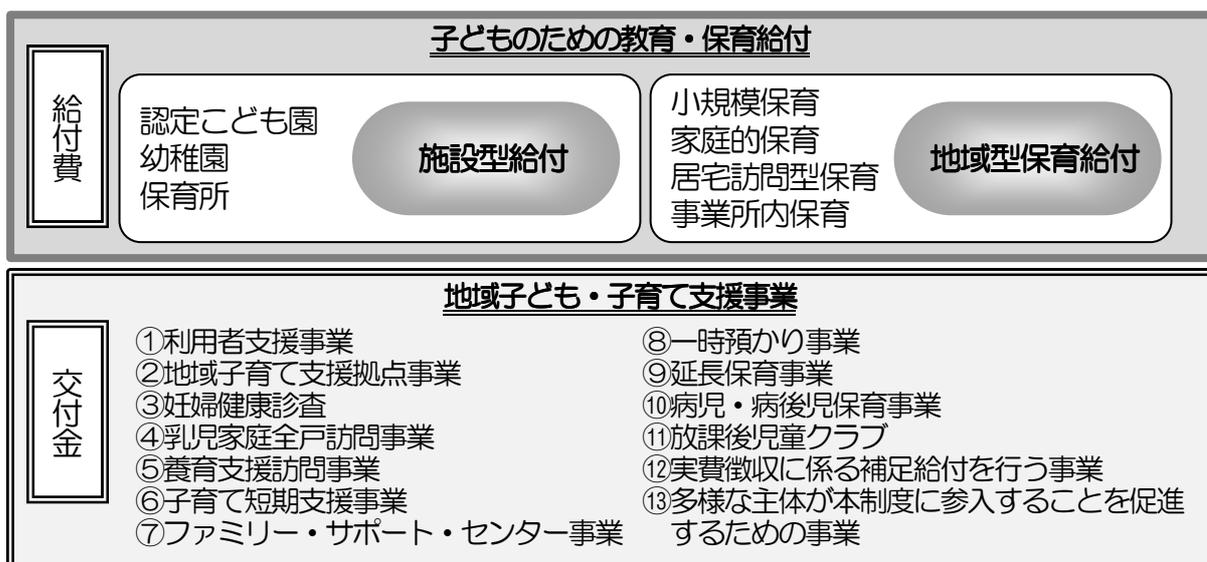
<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

1. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



(1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

① 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

< 事 由 >

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が定める事由
- e t c.

< 保育時間 >

- 保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

< 優先すべき事情 >

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障がいを有する場合
- 育児休業明け
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 小規模保育事業などの卒園児童
- その他市町村が定める事由
- e t c.

(2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

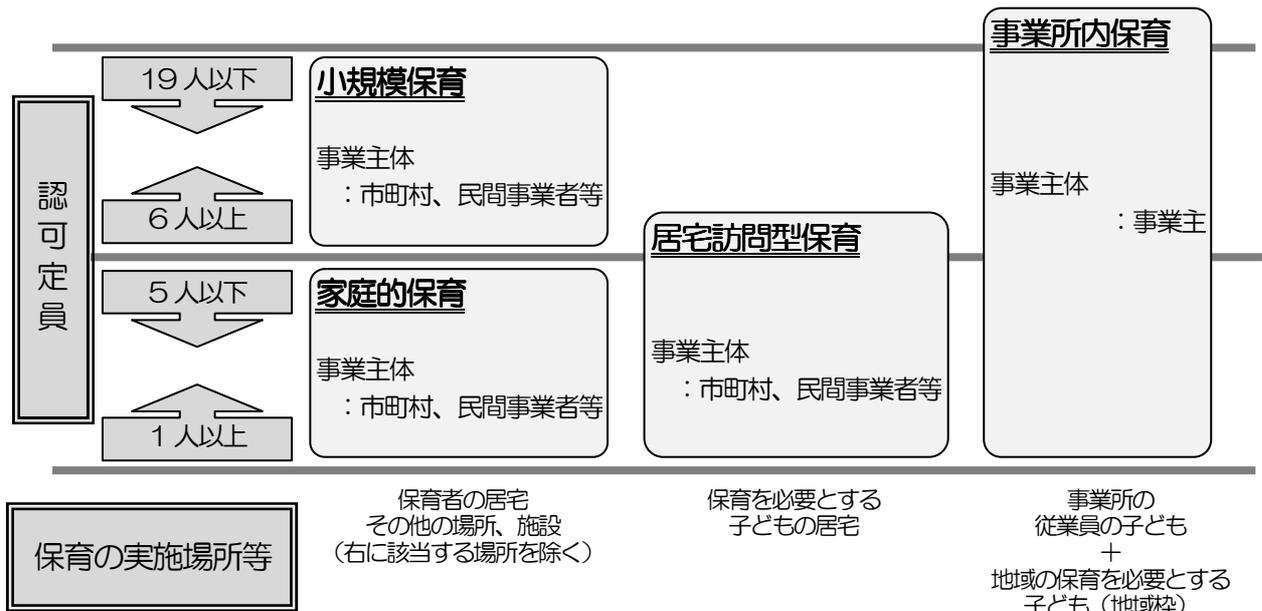
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■ 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



2. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

(2) 計画期間における量の見込み

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は以下の通りです。

				1号認定	2号認定	3号認定
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）①					
	確保の内容（提供体制）②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）		
				幼稚園		
				認定こども園		
		地域型保育給付	小規模保育事業			
			家庭的保育事業			
			居宅訪問型保育			
			事業所内保育			
	認可外保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
②-①						
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）①					
	確保の内容（提供体制）②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）		
				幼稚園		
				認定こども園		
		地域型保育給付	小規模保育事業			
			家庭的保育事業			
			居宅訪問型保育			
			事業所内保育			
	認可外保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
③ -①						

※以下、数表はテンプレート。実際の量の見込み等の設定に合わせて要変更

				1号認定	2号認定	3号認定	
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）①						
	確保の内容（提供体制）②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）			
				幼稚園			
				認定こども園			
		地域型 保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育				
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
②—①							
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）①						
	確保の内容（提供体制）②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）			
				幼稚園			
				認定こども園			
		地域型 保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育				
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
②—①							
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）①						
	確保の内容（提供体制）②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）			
				幼稚園			
				認定こども園			
		地域型 保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育				
	認可外保育施設						
	確認を受けない幼稚園						
④ —①							

(3) 各事業における量の見込み

①保育所（園）

保護者が就労していたり、病気などのために、家庭で保育ができないとき、保育所（園）が代わりに保育を行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

		量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成 27 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 28 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 29 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 30 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 31 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			

②認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

		量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成 27 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 28 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 29 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 30 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			
平成 31 年度	1号認定			
	2号認定			
	3号認定			

③幼稚園

保護者の就労状況には関わりなく、満3歳から小学校就学前の児童に向けた教育を行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

		量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度	2号認定			
	3号認定			
平成27年度	2号認定			
	3号認定			
平成27年度	2号認定			
	3号認定			
平成27年度	2号認定			
	3号認定			
平成27年度	2号認定			
	3号認定			

④小規模保育事業

主に3歳未満を対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

	量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※この事業の対象区分は3号認定のみです

⑤家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気の下、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象にきめ細かな保育を行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

	量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※この事業の対象区分は3号認定のみです

⑥居宅訪問型保育

利用者の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

	量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※この事業の対象区分は3号認定のみです

⑦事業所内保育

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣などで、主に従業員の児童を対象として保育を行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

	量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※この事業の対象区分は3号認定のみです

⑧認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、神奈川県や市の定める基準を満たした保育施設です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

		量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成 27年度	2号認定			
	3号認定			
平成 28年度	2号認定			
	3号認定			
平成 29年度	2号認定			
	3号認定			
平成 30年度	2号認定			
	3号認定			
平成 31年度	2号認定			
	3号認定			

※この事業の対象区分は2号認定と3号認定です

⑨確認を受けない幼稚園

子ども・子育て新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園です。

(事業内容、量の見込みや確保内容などについて記載予定)

	量の見込み①	確保の内容②	②-①
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※この事業の対象区分は1号認定のみです

(3) 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

今回の調査結果からは、0～2歳までの保育所利用を希望している保護者が多くみられました。また、保育を必要とする2号認定を受けた方の中にも、幼稚園で教育を受けることを望んでいる保護者が少なくありませんでした。

こうした保護者の希望をみると、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供が期待できる認定こども園の設置の検討が、早急に望まれているといえます。

■発達や学びにおける「連続性」に対する取り組みについて

接続・連携	取組内容	
教育・保育施設等から小学校への接続	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の幼稚園・保育所の保育参観及び、情報交換
	幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・児童館職員の小学校の授業参観及び、情報交換 ・小学校行事への参加 (運動会・給食体験・小学校探検など) ・スタート・アプローチカリキュラムの活用 ・年度末の幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ
	児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館と小学校の情報交換

その他、以下の項目について、市の考え方を記載

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 計画期間における量の見込み

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
利用者支援事業	量の見込み①	か所						
	確保の内容②							
	②-①							
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み①	人						
	確保の内容②							
	②-①							
放課後児童健全育成事業 <低学年>	量の見込み①	人日						
	確保の内容②							
	②-①							
放課後児童健全育成事業 <高学年>	量の見込み①	人日						
	確保の内容②							
	②-①							
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①	人日						
	確保の内容②							
	②-①							
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	人回						
	確保の内容②							
	②-①							
一時預かり (在園児対象)		人日						
	1号認定の利用		量の見込み①					
	2号認定の利用		量の見込み②					
			確保の内容③					
	③-②-①							

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
一時預かり（幼稚園以外）等	量の見込み①	人日					
	一時預かり （幼稚園以外）		確保の内容②				
	ファミリー・サポート・センター （病児・病後児以外）		確保の内容③				
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		確保の内容④				
			(4+3+2) - ①				
病児病後児	量の見込み①	人日					
	病児病後児保育		確保の内容②				
	ファミリー・サポート・センター （病児・病後児利用）		確保の内容③				
			(3+2) - ①				
子育て援助活動支援事業 （ファミサポ就学児） ＜低学年＞	量の見込み①	人日					
	確保の内容②						
	②-①						
子育て援助活動支援事業 （ファミサポ就学児） ＜高学年＞	量の見込み①	人日					
	確保の内容②						
	②-①						
妊婦健康診査	量の見込み①	人・ 回					
	健診回数 (①×14)						
	確保の内容②						
	②-①						
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み①	人					
	確保の内容②						
	②-①						
養育支援訪問事業、 子どもを守る地域ネットワ ーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支 援に資する事業）	量の見込み①	人					
	確保の内容②						
	②-①						
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	量の見込み①						
	確保の内容②						
	②-①						
多様な主体が本制度に 参入することを促進するた めの事業	量の見込み①						
	確保の内容②						
	②-①						

※以下、項目および説明文、数表はテンプレート。要確認（変更、修正の有無）

(2) 各事業における量の見込み

①利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(カ所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②-①					

②時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）や認定こども園等において保育を実施する事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(ウ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②-①					

③放課後児童健全育成事業

保護者が就労や病人の看護等により昼間家庭にいない小学校低学年（1～3年生）児童の心身の健全な育成を図るため、学童保育室において子どもたち同士で過ごし、「放課後児童指導員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育にあたる事業です。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

■低学年

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

■高学年

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

⑤地域子育て支援拠点事業

「ひろば型」と「センター型」の2種類の地域子育て支援拠点施設において、子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

⑥一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定)					
量の見込み② (2号認定)					
確保の内容③					
③—②—①					

⑦一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容② （一時預かり （幼稚園以外））					
確保の内容③ （ファミサポ病 児・病後児以外）					
確保の内容④ （トワイライト ステイ）					
(④+③+②) -①					

⑧病児病後児

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容② （病児病後児保 育）					
確保の内容③ （ファミサポ病 児・病後児）					
(③+②) -①					

⑨子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（量の見込みや確保内容などの傾向について記載予定）

■低学年

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

■高学年

（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

⑩妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（量の見込みや確保内容などについて記載予定）

（人・回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
健診回数 (①×14)					
確保の内容②					
②—①					

⑪乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

⑫養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②—①					

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②-①					

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(量の見込みや確保内容などについて記載予定)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①					
確保の内容②					
②-①					

4. 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

5. 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、神奈川県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

6. 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携

市は、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、神奈川県や市内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、神奈川県労働局等と連携を取りつつ、市の実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

基本目標2：地域における子育ての支援

子ども・子育て支援制度は、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

藤沢市は子ども・子育て支援新制度の実施主体として、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況並びに利用希望を把握し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

また、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）の取組を進めていくため、幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮し、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取組の促進に必要な支援を実施していきます。

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、新制度に係る事務の一元の実施体制の整備、関係部局間の連携、事業者との連携を進めていきます。

1. 子育て支援のネットワークづくり
2. 子どもの健全育成の推進
3. 地域における人材養成
4. 地域における人材養成

基本目標3：親子の健康の確保及び増進

母子保健法では、母親は「すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。家族は子育ての基盤となるものであることから、家族の健康は充実した子育てにとって欠かせない条件の一つであると言えます。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要で、母子保健関連施策との連携の確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
 2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
 3. 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
 4. 食育の推進
 5. 小児医療の充実
-

基本目標4：豊かな心を育む教育環境の整備

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりをめざし、地域と各種教育機関の連携強化や藤沢ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実してきました。

今後とも、子どもたちの発達段階に応じて、個性や「生きる力」を伸ばせるよう、特色ある学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流機会や活動機会の提供に努めていく必要があります。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中・高校生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきましたが、今後は広く若者に対象を広げながら様々な啓発機会、体験機会の提供に取り組む必要があります。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、ささえていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組む必要があります。

1. 次代の親の育成
 2. 創意工夫ある教育課程の推進
 3. 青少年の健全育成の推進
 4. 学校教育環境の充実
 5. 有害環境対策の推進
 6. 家庭教育への支援の充実
 7. ふれあい体験活動の推進
 8. 健全育成のための相談指導体制の充実
 9. 地域社会全体での教育力向上
 10. 幼児教育の充実
 11. 就学が困難な児童生徒の家庭への経済支援
 12. 芸術文化にふれあう機会の充実
-

基本目標5：子育てしやすい生活環境の整備

子どもや子育て家庭が地域の中で安心して暮らすためには、安全安心な生活環境が確保されていることが必要です。

子どもと一緒に安心して外出できるよう、市では安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。また、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治会、民生委員児童委員などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすためには、関係機関や地域住民との連携をさらに密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みに一層取り組むことが望まれます。

1. 生活・都市・居住環境の整備
 2. 道路交通環境の整備
 3. 交通安全活動の推進
 4. 防犯活動の推進
-

基本目標6：仕事と家庭との両立の推進

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、神奈川県、地域の企業、労働者団体、神奈川労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要となります。

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

1. 多様な働き方への支援
 2. 両立のための体制整備
 3. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
-

基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進

すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、援助が必要な児童への取り組みが重要な課題の一つとなっています。

児童虐待の多くが育児不安や負担感の増加に起因し、中には虐待が意識されず日常化しているケースも少なくなく、こうした問題が潜在化していると言われています。このため、保護者の子育て不安や負担感の軽減・解消をはかり、児童虐待を未然に防止できるよう、相談指導体制の充実に取り組むとともに、関係機関・関連施設や市民との連携を密にし、問題の早期発見体制の充実や問題への迅速かつ的確な対応をはかっていく必要があります。

一方、思春期の子どもにとっては、心身上の様々な悩みを抱えたり、いじめの問題や生活習慣の乱れなどの不安定な状況に陥りやすく、問題の早期発見に努め、また、こうした子どもたちが身近で相談を受けられるよう、関係機関・団体との連携を強化し、指導相談体制を一層充実していくことが求められています。

また、ひとり親世帯は増加傾向にあり、近年、父子家庭の増加傾向が見受けられます。こうしたひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策と連携しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

さらに、障がいなどによって支援を必要とする子どもたちが、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう、障がい者自立支援法の抜本的な見直しの動向を見極めるとともに、広く地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進していく必要があります。同時に、その家族の精神的、身体的、経済的負担の大きさを考慮した支援策が求められます。

1. 児童虐待防止対策の推進
2. 青少年相談支援体制の充実
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進
4. 障がいをもつ子どもを支援する施策の充実

第5章 子ども・若者支援の基本的な考え方

1. 青少年育成の基本方針

昭和30年代以降、経済的豊かさと生活の便利さの進展など子どもたちが成長していく環境条件が変化していく中で、平成元年版「青少年白書」は、青少年の犯罪行為や不良行為に加えて、はじめていじめや登校拒否等の問題を取り上げています。平成14年にはニートと呼ばれる若者が64万人、平成15年にはフリーターが過去最高の217万人を数えるなど、若者の社会的・経済的自立をめぐる問題が大きく取り上げられるとともに、ひきこもりの問題についても広く認識されるようになりました。

子ども・若者を取り巻く状況や抱える課題に対して、従来の個別分野での縦割りの対応では限界があることから、平成22年4月新たに「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また7月には同法に基づき、「青少年育成施策大綱」に代わる「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が制定されました。

これまで国の青少年対策は、児童からおおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律とビジョンでは概ね30歳代までを対象とし、名称も「子ども・若者」としました。その内容は、これまでの健全育成と非行防止も含めて、子ども・若者一人一人の自立を促進するための総合的な育成支援を目指すものとなっています。そのために必要な施策として、就労支援および社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援が加わりました。また、「子ども・若者育成支援推進法」では、育成支援施策を推進するための枠組み作りとして「子ども・若者計画」の作成、および困難を有する子ども・若者を地域において支援するために「子ども・若者支援地域協議会」の設置を地方公共団体の努力義務と定めています。

子ども・若者支援は、現行の「青少年育成の基本方針」を継承しつつ、就労支援と社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を加え、総合的な育成支援を図ることを目的としたものです。

これまで、「子ども・若者計画2014」を「次世代育成支援行動計画」の計画期間満了までの暫定的な計画としていましたが、本計画で子育てから子ども・若者の育成支援までを一貫して行う計画とし、すべての若者を自立へとつなぐことができる基本計画として策定します。

2. 子ども・若者支援の重点的な取り組み

子ども・若者支援は、すべての子ども・若者を対象としていますが、中でも特に、ニート・ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への自立支援、および、すべての子ども・若者の社会参加をさらに進めるため、重点的に取り組む項目を次のとおり定めます。

めざす方向性

→子どもの社会性を育み、若者の自立を支援する

■困難を有する若者の自立を支援します

■子ども・若者の社会参加をすすめます

■子育てから子ども・若者の育成支援まで一貫した取組を目指します

3. 子ども・若者支援の基本方針

◎将来像◎

「未来を担う子ども・若者を育成支援するまち」

◎基本方針◎

子ども・若者ビジョンの3つの基本方針に沿って子ども・若者の育成支援を推進します。

- ◆すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します
- ◆困難を有する子ども・若者やその家族を支援します
- ◆社会全体で支えるための環境整備をすすめます

◎基本目標◎

- 1 **すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します**
- 2 **困難を有する子ども・若者やその家族を支援します**
- 3 **社会全体で支えるための環境整備をすすめます**

4. 子ども・若者支援の取り組みの方向性

- (1) 義務教育修了後の若者を対象としたネットワーク機能を備えたサポート相談窓口の設置
- (2) サポート相談窓口を中心としたネットワークの整備
- (3) 子どもの社会性を育む視点
- (4) 子育てから子ども・若者の育成まで一貫した育成支援

5. 家庭・地域・行政の役割

子育てから子ども・若者の支援は行政だけではなく、住民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくことが重要です。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、住民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、子ども・若者支援の推進のために住民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取り組みがつながることで、青少年育成の向上を目指します。

第6章 子ども・若者支援施策の展開

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します

基本目標（1） 青少年の自立と社会参加への支援

- 1 青少年の自立の基礎を培う家庭の重要性
- 2 多様な人との交流と多種多様な体験機会の充実
- 3 青少年が自ら学び自己決定と共同決定ができる力を育てる
- 4 青少年の社会参加・社会参画を促進する
- 5 コミュニケーション能力の育成
- 6 情報リテラシー（情報活用能力）の向上

基本目標（2） コミュニティ意識の形成と青少年の活動支援

- 1 子育て文化の伝承
- 2 コミュニティ意識の形成
- 3 青少年との協働による地域の行事・イベント等の企画と実行
- 4 地域における青少年の活動の場の充実

基本目標（3） 青少年のボランティア活動への支援

- 1 多様な人とかかわるボランティア活動の推進
- 2 ボランティア活動の環境づくりの推進

基本目標（4） 青少年の異世代交流・多文化共生への支援

- 1 異世代との交流
- 2 多文化共生

基本目標（５） 思春期保健対策の強化と健康教育の推進

- 1 思春期の健康と性の問題への取組の推進

基本目標（６） 若者の職業的自立、就労等支援

- 1 キャリア教育の推進と就労への支援

基本方針２ 困難を有する子ども・若者やその家族を支援します

基本目標（１） ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

- 1 サポート相談体制の整備と自立支援のための取組
- 2 支援ネットワークの整備

基本目標（２） 障がいのある子どもとその家庭への支援

- 1 障がい児や発達に支援が必要な子どもとその家庭への支援

基本目標（３） 非行防止活動と青少年相談体制への支援

- 1 青少年の非行防止活動の推進
- 2 相談体制の充実と関係機関との連携

基本目標（４） 児童虐待防止対策の推進

- 1 要保護・要支援児童への支援と児童虐待防止対策の充実

基本目標（５） ひとり親家庭等の自立支援

1 ひとり親家庭等への相談支援体制等の充実

基本方針３ 社会全体で支えるための環境整備をすすめます

基本目標（１）

多様な主体による取組の推進と地域における多様な担い手の育成

- 1 民間団体等との協働による取組の推進
- 2 青少年活動を支援する人材の育成

基本目標（２） 健全な社会環境づくり

- 1 青少年を取り巻く有害環境への取り組み
- 2 青少年を犯罪から守る防犯体制の整備

基本目標（３） すべての人による青少年育成と仕組みづくり

- 1 青少年育成への連携の取り組み
- 2 青少年の意見反映の仕組みづくり
- 3 社会参加・社会参画を進めるための情報提供システムの充実
- 4 活動拠点等の整備
- 5 調査と計画立案
- 6 総合調整

第7章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市が活用している様々な媒体を活用して、広く市民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

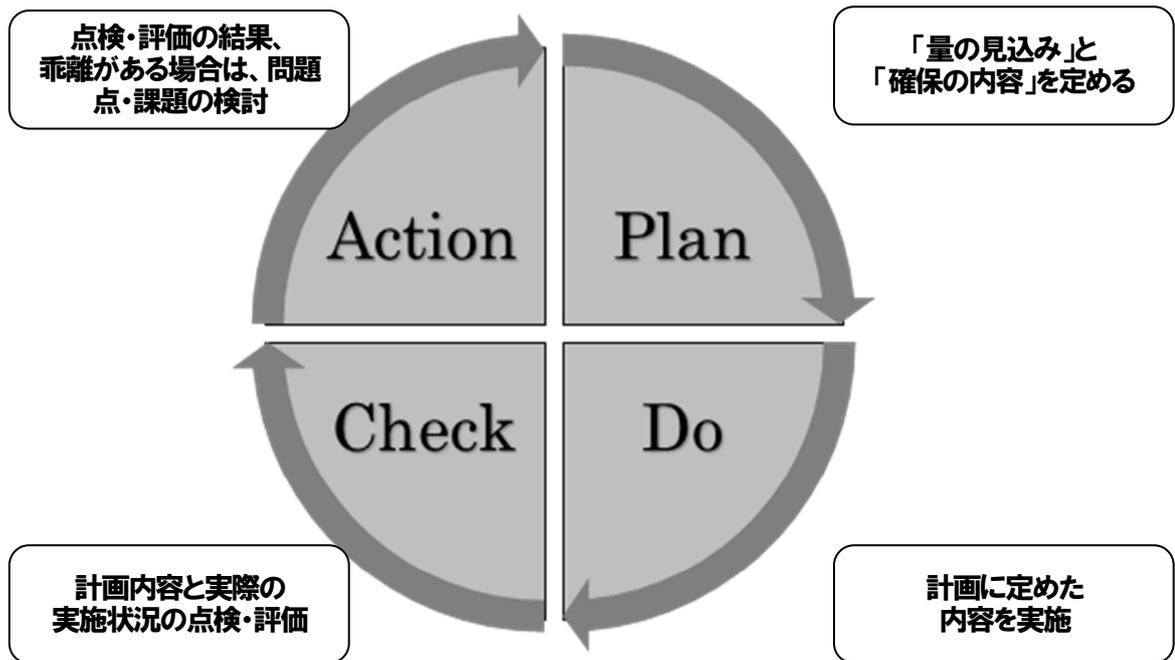
質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。また、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要であると指摘されています。

市では、利用者の評価を得るために、市民の満足度調査を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じていきます。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。

4 推進体制

(1) 子ども・子育て会議

藤沢市市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した藤沢市長の附属機関として、計画の進捗状況を点検・評価していきます。

その委員は、学識経験者や関係機関・団体の代表者及び公募による委員から構成されています。

(2) 藤沢市青少年問題協議会

市議会議員、関係行政機関、市民委員、各青少年関係団体等で構成され、青少年の総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議等を行う藤沢市青少年問題協議会を中心に、関係機関・団体等との連絡調整を図り、この計画の効果的な推進を図ります。

資料編

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置要綱

子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に係る効果的かつ効率的な施策を実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員●●人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから●●が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、●●課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

No	氏名	区分	所属	役職等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
○ 8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
◎ 17				
18				
19				

(順不同・敬称略)

◎ : 委員長、○ : 副委員長

藤沢市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行

藤沢市



電話 0000-00-0000 (代表)